

第5回教育委員会

令和2年3月31日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

- | | |
|--------|--|
| 議案第31号 | 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第32号 | 大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案 |
| 議案第33号 | 大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則案 |

議案第31号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、「第10条第6項」を「第11条第6項」に改め、同条第2項中「第10条第6項」を「第11条第6項」に改める。

第11条第1項第17号及び第18号中「3日（）」を「5日（）」に、「6日」を「10日」に改める。

第14条第3項中「当該時間」を「2時間」に、「時間）」を「時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（抄）

（時間外勤務代休時間）

第6条 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第28号）第8条第1項又は第10条第6項の規定に

第9条

第11条

より超過勤務手当を支給すべき会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）に対して、常勤の職員の例により、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間を指定することができる。

2 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則第4条第1項第2号、同条第2項第2号又は同条第3項第2号に掲げる額（以下「超過勤務手当相当額」という。）を報酬に加算して支給すべき会計年度任用短時間勤務職員又は同規則第10条第6項の規定により超過勤務手当を

第11条

支給すべき会計年度任用短時間勤務職員に対して、短時間勤務職員の例により、超過勤務手当相当額又は当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間を指定することができる。

3 省 略

（特別休暇）

第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

(1)～(16) 省 略

(17) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（本市の職員として引き続き6月以上在職している職員のうち、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。）がその子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 3日（その養育する

5日

中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、6日）を

10日

超えない範囲内で必要と認める期間

(18) 要介護者（配偶者等、父母、子、配偶者等の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護その他の教育長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 3日（要介護者が2人以上の場合にあっては、6日）を超え

5日

10日

ない範囲内で必要と認める期間

ア～イ 省 略

(19)～(20) 省 略

（介護時間）

第14条 省 略

2 省 略

- 3 介護時間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した当該各号に定める時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪市条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該時間から当

2時間

該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間（第2号に掲げる場合であって、当該時間が同号に定める時間を超えるときは、同号に定める時間）の範囲内とする。

(1)－(2) 省 略

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

令和2年4月1日から導入される会計年度任用職員制度における勤務時間等の取り扱いについて新たに規則を制定したところである。

規則制定当初は、これまでの特別職非常勤職員の取扱いに準じて、子の看護休暇及び短期看護休暇の取得日数を3日（養育する子又は要介護者が2人以上の場合は、6日）として規定していたが、会計年度任用職員は一般職の職員であり、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が適用され、同法律において、子の看護休暇と短期介護休暇については、1の年度において5労働日（養育する子又は要介護者が2人以上の場合は10労働日）を限度として取得することができることとされており、同様の基準とするため規則を改正する必要がある。

2 改正の内容

- (1) 会計年度任用職員の子の看護休暇及び短期介護休暇の取得可能日数を、現行、3日（養育する子又は要介護者が2人以上の場合は6日）としていたところ、5日（養育する子又は要介護者が2人以上の場合は10日）と改正する。
- (2) その他必要な規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日

議案第32号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）を次のように改正する。

第1条中「常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る」を「特別職の職員を除く」に改める。

第2条第1項中「を除く」を「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く」に改め、同条第4項中「、再任用短時間勤務職員」を「、地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第23条第1項中「職員」を「職員（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参照)

〔 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校職員就業規則（抄）

(趣旨)

第1条 教育委員会所管の学校又は幼稚園（以下「学校」という。）に勤務する職員（常時
特別

勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間
職の職員を除く

勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）の勤務条件、
服務その他の就業に関する事項については、法令その他別に定めがあるもののほか、こ
の規則の定めるところによる。

(勤務時間)

第2条 職員（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）
の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規
定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下第15条まで
において同じ。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

2-3 省 略

4 前3項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員

地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された

の勤務時間及びその割振りについては、

職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）

休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間まで
の範囲内において、教育長が別に定める。

5 省 略

(旅行)

第23条 職員（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）は、私事のため2泊3日以上
上の旅行をするときは、あらかじめ校長にその行程を届け出なければならない。

2 省 略

大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 改正の理由

令和2年4月に改正地方公務員法が施行され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、本規則の一部を会計年度任用職員にも適用させるとともに規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 規則の対象職員に係る規定を整備

本規則の対象に一般職非常勤職員である会計年度任用職員を含めるため規定整備を行う（第1条関係）。

(2) 個別規定における適用除外職員の追加

- ・勤務時間や休暇について定めている第2条から第15条については管理作業員や給食調理員といった常勤の技能労務職のみを適用対象としていることから、当該条文について会計年度の技能労務職員を適用除外とすることを規定する（第2条第1項）。
- ・常勤の教育職員を対象としている私事旅行の届出義務について、会計年度任用職員を適用除外とすることを規定する（第23条）。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第33号

大阪市立学校職員証規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員証規則（平成22年大阪市教育局規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「属する職員」を「属する職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校職員証規則（抄）

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、教育委員会が所管する学校又は幼稚園に勤務する一般職に属する職員（**地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。**）とする。

大阪市立学校職員証規則の一部改正について

1 改正の理由

本市では地方公務員法改正により、令和2年4月1日より一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入される。会計年度任用職員の任期は1会計年度以内とされており、短期間での任用となるため、職員証を交付しないこととする。

2 改正の内容

会計年度任用職員には、職員証を交付しないこととする。

3 施行期日

令和2年4月1日